私学事業団 共済定期保険事業の概

加入者の福利厚生制

私学共済の加入者の自助努力による保障づくりを家族 を含めてサポートします。

私学共済の加入者を対象に運営しますので、6万名を超え る加入者(令和6年4月1日時点)のスケールメリットを活 かした手頃な保険料で加入できます。(1年更新の団体保険)

金か還付

1年ごとに収支計算を行な い、剰余金があれば配当金と して還付される仕組みです。 (家族年金コース、医療保障コース、学校加入コースのみ)

手続きが簡単

簡単な告知内容の確認により加 入申込ができます。

毎年加入内容を確認でき、保障 の見直しもできます。

個人加入コース

各コースに加入するには本人が家族

(家族の方は本人が加入しているコースのみのお取扱いと

コース

保障内容

支払対象

家族年金コース

死亡または所定の高度障害状 態となった場合、一時金また は年金形式で支払います。 (年金形式の場合は公的遺族年 金等を補完します。)

※配偶者、こどもは一時金での 受取りです。

【死亡・高度障害保険金(年金原資)】 300万円~3,000万円(本人) 300万円・500万円(配偶者)





医療保障コース(入院保障)

(家族特約付医療保障保険(団体型))

病気やケガで継続して5日以 上入院した場合、5日目から入 院給付金を支払います。(1入 院120日限度)

【入院給付金日額】

3,000円~8,000円 (本人) 3,000円・4,000円・5,000円 (配偶者) 3,000円・4,000円・5,000円 (ごども)





保険料は「家族年金コース」「医療保障コース」「医療費支援コー

登録の口座から年2回(3月22日·9月22日)自動振り替えとな

医療費支援コース

(医療保険)

病気やケガで入院した場合、初 す。また、入院支援として1月 につき2万円(最大13月)を支 払います

さらに所定の手術を受けた場 万円)を支払います。

女性疾病による入院・手術をし た場合、入院保険金・手術保険 金を支払います。



加入範囲 (注1)

70歳までの本人 70歳までの配偶者 3歳~22歳までのこども 69歳までの本人 69歳までの配偶者 0歳~22歳までのこども

70歳までの本人 70歳までの配偶者 0歳~22歳までのこども

保険料

継続加入

-旦加入すると、次年度以降同額以下で継 続の場合は告知不要です。

-旦加入すると、次年度以降同口以下で 継続の場合は告知不要です。

- 旦加入すると、次年度以降同型で 継続の場合は告知不要です。

退職後の取扱(注2)

退職後も同額以下で継続可能です。

退職後も同口以下で継続可能です。

退職後も同型以下で継続可能です。

継続期間満了後 (注3)

脱退日直前まで2年以上継続加入の方は 「退職後定期保障プラン」に加入できます。

「退職後医療保障プラン」に加入できま

脱退となります。 脱退後の加入プランはありません。

(注1) 加入範囲に記載の年齢は保険年齢です。ただし、「長期休業補償コース」のみ満年齢です。加入範囲の加入最低年齢については、バンフレットを確認してください。 (注2) 1年以上共済定期保険事業に加入していることが必要となります。

お問い合せ先 00 0 2 2 0 - 7 1 (平日9:00~17:15)

日本私立学校振興·共済事業団 供済事業本部 03-3813-5321(代)





共済定期保険

Q検索



変更あり

退職後も継続可能

令和7年度から退職時の年齢に関係なく退職後 も最長70歳まで継続可能(手続き不要)となり ます。

新規・変更の受付について

| | 募集期間 | 加入日 | 対象コース |
|------|------|------------|--|
| 前期募集 | 6月 | 10月1日 | 家族年金コース 医療保障コース 医療費支援コース 学校加入コース ◎新規加入のみ |
| 後期募集 | 11月 | 翌年 4月1日 | 全てのコース ◎新規加入·変更·脱退 |

私学共済ホームページ内に専用ページが開設されています!

年金コースに加入することが条件です。

なり、本人の口数・金額を超えてのお申し込みはできません。)

学校加入コース

3大疾病保障コース

(7大疾病保障特約付がん・上皮内新生物保障特約付リビング・ニー 約付代理請求特約[Y]付集団扱無配当特定疾病保障定期保険(Ⅱ型))

- ○所定の悪性新生物(がん)と診断確定されたとき
- 急性心筋梗塞・脳卒中を発病して、所定の状態になられたとき
- ○急性心筋梗塞・脳卒中で、

300万円を支払います。

特定疾病保険金と死亡・高度障害保険金とは重複して は支払われません。(**)「急性心筋梗塞」「脳卒中」の場合、「所定の状態」には「所定の 事能を受けたとき」を含みます。















7大疾病(悪性新生物(が ん)、急性心筋梗塞(**)、脳 卒中(**)、重度の糖尿病、重 度の高血圧性疾患(高血 圧性網膜症)、慢性腎不全 または肝硬変)のいずれ かで所定の状態に該当 (悪性新生物(がん)は診断確定)された場合に保険金をお支払いいたします。

上皮内新生物 保障



悪性新生物 (がん)・上皮内新生物と診断確定さ れた場合に、保険金をお 支払いいた

長期休業補償コース

(精神障害補償特約付団体 長期障害所得補償保険)

気気やケガにより所定の就業 きまが60日(免責期間)を超え 「継続した場合に、61日目か 月額最高10万円を支払いま

最長60歳まで)

55歳〜59歳の方は3年、所 定の精神障害による就業障 害は24か月が限度



学校加入コース (こども特約付年金払特約付団体定期保険)

死亡または所定の高度障害状態 となった場合、一時金を支払い

(加入者の弔慰金・死亡退職金等 として保険金がご遺族に支払わ れます。)

【死亡·高度障害保険金】 10万円~300万円





新規加入(継続加入は70歳までです。) 65歳までの本人 65歳までの配偶者

59歳までの本人

ス」「長期休業補償コース」は半年払、「3大疾病保障コース」は新半年払です。 ります。(金融機関の休日に当たる場合は翌営業日)

-旦加入すると、次年度以降は告知不要です。保険金が支払われた 場合は脱退となります。

一旦加入すると、次年度以降は告知 不要です。退職時は脱退となります。 (任意継続加入者も継続できません。)

退職時に脱退となります。 脱退後の加入プランはありません。

70歳までの本人

家族年金コースと同様です。 ※保険料は学校法人等が負担します。

一旦加入すると、次年度以降は告知不 要です。退職時は脱退となります。 (任意継続加入者も継続できません。)

退職時に脱退となります。 脱退後の加入プランはありません。

(注3) 継続期間満了後の取扱いについて

退職後も継続可能です。

をプランは個人加入扱の保険で、契約期間・保険金額・保険料等は異なります。ご加入にあたっては、別途手続きが必要です(自動継続ではありません)。加入資格のある方に対してご案内をいたします(脱退2か月前ごろ)。詳細は「退職後保障ブラン」パンフレットをご覧ください。記載の保険商品について、今後の環境変化等により取扱内容(販売休止を含む)を変更させていただく可能性があります。

各コースの正式名称は以下のとおりです。

・家族年金コース(こども特約付年金払特約付団体定期保険)

「退職後3大疾病保障プラン」に加入できます。

- ・医療保障コース(家族特約付医療保障保険(団体型))
- ・3大疾病保障コース(7大疾病保障特約付がん・上皮内新生物保障特約付リビング・ニーズ特約付代理請求特約[Y]付集団扱無配当特定疾病保障定期保険(Ⅱ型))
- ・医療費支援コース(医療保険)
- ・長期休業補償コース(精神障害補償特約付団体長期障害所得補償保険)

配当金遺付のしくみ

配当金の還付により、実質的な負担は軽減されます。

加入者から 保険料を集めます



半年払保険料を年2回 自動振り替え

1年間で大きな共有の 基金が出来ます



4/1 ←→翌年3/31

加入者にご不幸があった場合は保険金・給付金 をお支払いし、余ったお金(剰余金)は配当金と してご加入者へ還付する仕組みになっています

保険金・給付金を お支払い (毎年6月頃に濁付)

[令和5年度配当率]

家族年金曰一入(死亡保障) 約40.65%

医療保障コース(入院保障)

約48.43%

○1年ごとに収支計算を行ない、剰余金があれば配当金として還付されます。(家族年金コース・学校加入コース・医療保障コースの

の) 配当金は令和7年10月1日現在の加入者(令和8年3月31日まで保障がある方)に還付いたします。(期中脱退者には配当

全はありません。) ○配当率は、今後変動することがありますので将来のお支払いを約束するものではありません。 ○配当率は、み支払時期の前年度決算により決定しますので、将来お支払いする配当全額は現時点では確定していません。 ○医療費支援コース、3大疾病保障コース、長期休業補償コースには配当金がありません。

共済定期保険事業のお支払実績(件数)

| | 平成 | 令和 | 令和 | 令和 | 令和 | 令和 |
|------------------------------|--------------|---------|---------|----------------|----------|----------|
| | 30年度以前 | 元年度 | 2年度 | 3年度 | 4年度 | 5年度 |
| 家族年金コース 学校加入コース (死亡保障) | 件 計 3,075 | 件 79 | 件 80 | 件 74 | 件 103 | 件 108 |
| 医療保障コース(入院保障) | 件 | 件 | 件 | 件 | 件 | 件 |
| | 計 33,286 | 1,254 | 1,128 | 1,372 | 5,331 | 1,295 |

•

•

計 3,519件

43,666件

みなさまのお役に たっています。

共済定期保険事業は

当事業では平成5年 の発足以来左記の通 りお支払を行なって おります。

実際の保険料イメージ ● 保険料は年2回の半年払いで6か月分です。

●25歳・35歳での保険料は下記のとおりです。(令和7年4月1日現在の年齢です。)

おすすめの加入例

- ①家族年金コース E型(300万円) [死亡·高度障害保険金(年金原資)300万円]
- ②医療保障コース 3口(入院給付金日額3,000円) [病気・ケガによる入院給付金日額3,000円]
- ③医療費支援コース M型(男性)、M1型(女性) [入院初期費用給付·手術給付等]
- ④3大疾病保障コース 300万円 [主契約:特定疾病保険金、死亡·高度障害保険金 300万円 7大疾病保障特約:7大疾病保険金 150万円 がん・上皮内新生物保障特約:がん・上皮内新生物保険金 30万円]
- ⑤長期休業補償コース 10コース 「保険金月額10万円]

| 制度名称 |
|------------------------|
| ①家族年金コース |
| ②医療保障コース |
| ③医療費支援コース(男性:M型、女性:M1型 |
| ④3大疾病保障コース |
| ⑤長期休業補償コース |

| 半年払合計保険料 | |
|----------------------|--|
| -スの保険料を月額に換算した 談料 | |

| 25歳の場合 | | 35歳の場合 | | |
|--------|--|---|--|--|
| 女性 | 男性 | 女性 | | |
| 918円 | 1,518円 | 918円 | | |
| 4,503円 | 4,814円 | 4,814円 | | |
| 5,730円 | 4,670円 | 6,860円 | | |
| (注2) | (注3) C E 2 O III | (注4) 8,063円 | | |
| 4,300円 | 0,009円 | 0,003 | | |
| 3,967円 | 6,913円 | 7,777円 | | |
| | 女性 918円 4,503円 5,730円 4,300円 | 女性 男性 918円 1,518円 4,503円 4,814円 5,730円 4,670円 4,300円 6,539円 | | |

| 19,813円 | 19,418円 | 24,454円 | 28,432円 |
|---------|---------|---------|---------|
| | | | |
| 約3,303円 | 約3,237円 | 約4,076円 | 約4,739円 |

- (注1) 主契約保険料: 3,390円、7大疾病保障特約保険料: 1,215円、がん・上皮内新生物保障特約保険料: 225円 (注2) 主契約保険料: 2,470円、7大疾病保障特約保険料: 1,380円、がん・上皮内新生物保障特約保険料: 450円 (注3) 主契約保険料: 4,340円、7大疾病保障特約保険料: 1,905円、がん・上皮内新生物保障特約保険料: 294円 (注4) 主契約保険料: 4,670円、7大疾病保障特約保険料: 2,595円、がん・上皮内新生物保障特約保険料: 798円
- ○25歳:平成12年4月1日、35歳:平成2年4月1日を生年月日として例示しております
- ○上記加入例以外にご自身でコースを選択することもできます。 ○家族年金コース・医療保障コースは1年ごとに収支計算を行ない剰余金が生じた場合には配当金を還付します。 3大疾病保障コース、医療費支援コース、長期休業補償コースには配当金がありません。 ○配当率はお支払時期の前年度決算により決定しますので、将来お支払いする配当金額は現時点では確定していません。
- 〇配載の家族年金コース、医療保障コースの保険料は概算保険料であって正規保険料は申込締め切り後3か月以内に算出し、概算保険料と異なった場合は正規保険料を適用させていただきます。 記載の医療費支援コース、長期休業補償コースの保険料は概算保険料です。適用となる保険料は安動する可能性があります。 〇家族年金コース・医療保障コース・医療費支援コース・3大疾病保障コースは今和7年4月1日現在の保険年齢で、長期休業補償コースは令和7年4月1日現在の満年齢です。 保険年齢は満年齢を基に、1年未満の端数について6か月以下は切り捨て、6か月超は切り上げた年齢をいいます。 (例)保険年齢35歳=令和7年4月1日現在満34歳6か月を超え満35歳6か月まで。 更新時に該当する年齢区分が変わる場合、保険料は前年度と変わります。

(参考)

- ○記載の3大疾病保障コースの保険料等は、パンフレット作成時点の基礎率により計算されています。実際の保険料等はご加入および更新時の基礎率により決定しますので、今後の基礎率の改
- 定により保険料等も改定されることがあります。 〇各コースでは、お支払いの対象となる支払事由や支払保険金の算出方法、給付割合等が異なります。
- ○それぞれの保障内容、保険料等の詳細はパンフレットをご参照ください。

令和7年度から退職時の年齢に関係なく 退職後も最長70歳まで継続可能(手続き 不要)となります。

継続可能年齢(更新可能年齢)

家族年金コース

3大疾病保障コースおよび医療費支援コース

医療保障コース

70歳

70歳

69歳

退 職 後継続要件

退職後の責任開始期において 共済定期保険事業に1年以上加入(保険料を2回以上振替)の人

退職後のイメージ

退職後の責任開始期において1年以上共済定期保険事業に加入の場合

在職中

家族年金コース

医療保障コース

医療費支援コース

3大疾病保障コース

長期休業補償コース

退職後継続期間 (最長70歳まで)

家族年金コース (継続最高年齢70歳)***

医療保障コース

(継続最高年齢69歳)※1

医療費支援コース (継続最高年齢70歳)

3大疾病保障コース (継続最高年齢70歳)**1

取扱いなし

移行加入

退職後継続期間満了後*2 (80歳まで)

退職後定期保障プラン

(満了時年齢80歳)*3

退職後医療保障プラン (満了時年齢80歳)*3

取扱いなし

退職後3大疾病保障プラン (満了時年齢80歳)*3

取扱いなし

退職

継

69/70歳

80歳

※1家族年金コース、医療保障コース、3大疾病保障 コースの保険期間満了日は、ご加入者(被保険者) が更新日時点で加入資格を満たす直後の更新日 の前日までです。

家族年金コース、3大疾病保障コースの継続最高 年齢は70歳で満了時年齢は71歳となります。 医療保障コースの継続最高年齢は69歳で満了時 年齢は70歳となります。

※2継続期間満了となる方で退職(脱退)日直前まで2年以上継続して加入した方は、最長80歳満了の「退職後保障プラン」へ移行加入が可能です。満了2ヵ月前ころにご案内いたします。

※3退職後定期保障プラン、退職後医療保障プラン、 退職後3大疾病保障プランの保険期間満了日は、 ご加入者(被保険者)が保険期間中に満期年齢(保 険年齢)をむかえられた直後の更新日の前日まで です。更新日時点で満期年齢(保険年齢)に達して いる場合は継続加入できませんのでご注意くだ さい。

退職後定期保障プラン、退職後医療保障プラン、 退職後3大疾病保障プランの継続最高年齢は79 歳で満了時年齢は80歳となります。

退職後保障プランは、今後の環境の変化等により取扱内容(販売休止を含む)を変更させていただく可能性があります。

【事務幹事会社】

明治安田生命保険相互会社 特定公法人業務推進室 特定公法人業務推進第二グループ Tel:03-3283-3360(受付時間 9:00~17:00 除土日・祝日) _{MY-A-25-1}